

空家等対策の推進に関する協定締結について

1 目的

かすみがうら市と協定締結団体が相互に連携及び協力を図り、空家等に関する相談を行うことによって、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 協定締結団体

茨城県弁護士会

茨城司法書士会

(一社) 茨城県建築士会

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会

(公社) 全日本不動産協会 茨城県本部 5 団体

3 協定締結日

令和2年8月17日

4 主な分担事項

(1) 市

①市が主催する空家相談会の開催

(空家等所有者等から空家等に関する相談を受けた場合において、協定締結団体に要請してその推薦を受けた会員を当該所有者等に紹介すること。)

②市が行う空家等に関する相談を市の広報紙、ホームページ等において市民に周知すること。

(2) 協定締結団体

①市から上記要請を受けた場合において、所有者等からの空家等に関する相談のために団体の会員を推薦すること。

②空家等に関する相談を受けること。

③空家等に関する啓発を行うこと。